

## 大殿中学校コミュニティ・スクール運営要綱

山口市立大殿中学校

(名称)

- 第1条 本会の名称は「大殿中学校コミュニティ・スクール」と称する。  
2 「大殿中学校コミュニティ・スクール」の事務局は、大殿中学校に置く。

(目的)

- 第2条 「大殿中学校コミュニティ・スクール」は、大殿中学校区の地域住民及び大殿中学校に通学する生徒の保護者等（以下「地域住民等」という。）が学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成をめざすものとする。  
(1) 地域住民等の要望を踏まえ、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進すること  
(2) 保護者及び地域社会が教育活動等に対して主体的・積極的に支援・協力するとともに、学校と一体となって学校運営や生徒の健全育成に取り組むこと  
(3) 地域社会・学校・家庭が協働して、それぞれの教育力を高めていくこと

(構成)

- 第3条 「大殿中学校コミュニティ・スクール」は、大殿中学校運営協議会、推進部会によって構成し、その構成員は「委員」と称する。  
2 「大殿中学校コミュニティ・スクール」は、コーディネーターを配置することができる。

(コミュニティルーム)

- 第4条 「大殿中学校コミュニティ・スクール」の活動拠点となるコミュニティルームを大殿中学校体育館玄関入口倉庫に設置する。  
2 コミュニティルームは、必要時に運営協議会役員ならびにコーディネーターが管理・運用する。  
3 コミュニティルームは、災害時には、地域の緊急災害対策本部となる

(大殿中学校運営協議会)

- 第5条 協議会の会議（以下「会議」という）は、校長が招集する  
2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。  
3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。  
4 校長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(大殿中学校運営協議会委員)

- 第6条 大殿中学校運営協議会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、校長が選任し就任を依頼し、教育委員会が任命する。  
(1) 大殿地区地域住民  
(2) 大殿中学校に通学する生徒の保護者  
(3) 大殿中学校教職員  
(4) 学識経験者  
(5) その他校長が適当と認める者  
2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。  
3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(大殿中学校運営協議会役員)

- 第7条 大殿中学校運営協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。  
2 会長は、会議の議事進行を行い、議論の喚起を促し、円滑に会議が進められるよう努めるものとする。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合に代理するものとする。

(大殿中学校運営協議会協議内容)

第8条 大殿中学校運営協議会は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 校長が作成する学校運営及び学校教育活動の基本的な方針について協議すること
- (2) 学校運営及び学校教育活動の充実について協議すること
- (3) 地域住民等の学校運営及び学校教育活動への参画・支援等のあり方について協議し、地域人材の活用や地域関係団体からの支援などが組織的・継続的に行われるよう組織体制の整備に努めること
- (4) 地域に開かれた特色ある学校づくりについて協議すること
- (5) 学校評価や施設整備等について協議すること
- (6) その他、校長や運営協議会が必要と認める事項

(会議の公開)

第9条 会議は、特別の事情により校長が公開しないことを適当と認めた場合を除き公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、校長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(推進部会)

第10条 推進部会は、本校の当面する課題に対応するため、「学校環境に関するサポート」「教育環境に関するサポート」「生活環境に関するサポート」の3サポートで構成し、その構成員は、学校応援団としての学校ボランティア登録者を充てる。

- (1) 学校環境に関するサポートでは、例えば、草刈り、剪定、溝の泥上げ、校内清掃、施設設備支援など、学校の施設などの環境整備活動に取り組む。
  - (2) 教育環境に関するサポートでは、例えば、体験活動、本の読み聞かせ、地域や歴史に関する講話・体験の講話、実技指導(各教科)、学習指導(各教科・補充学習・放課後学習等)など、学習をサポートするために具体的に取り組む。
  - (3) 生活環境に関するサポートでは、例えば、防災訓練、登下校の見守り、校区内の危険箇所チェック、交通安全、防犯、などの生徒の安全に関するサポート、また、生徒が地域に出向いてのボランティア活動(OTK活動)など、地域貢献に取り組む。
- 2 各サポート部会は、地域・保護者及び大殿中学校教職員で構成される。
  - 3 各サポート部会の会議は、各部会の必要に応じて開催する。

(遵守事項)

第11条 「大殿中学校コミュニティ・スクール」の委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在任中及びその任を退いた後、任務上知り得た秘密を漏らさないこと
- (2) 協議会及び指定校の運営に支障をきたす行為を行わないこと

(公表等)

第12条 校長は、その活動状況及び取組の成果等を保護者・地域住民へ公表するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は大殿中学校運営協議会の協議を経て、校長が定める。

附則 この要綱は、平成30年5月14日から施行する。